

学生・保護者の皆さま

新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応について（5月以降）

現在（令和2年5月1日時点）、全都道府県に対し5月6日（水）まで緊急事態宣言が発出され、更なる期間延長の必要性について検討されている状況にあります。

今般の状況を踏まえ、本学として、5月中の対応については、以下のとおり実施することといたしました。

引き続き、ご理解、ご協力の程、宜しくお願いいたします。

聖マリア学院大学 リスク管理委員会

1. 講義・実習について

- ・5月中の授業は遠隔授業（オンライン授業等）で実施します。既に遠隔授業を実施しているコース、課程等については継続し実施します。（詳細の時間割は既に通知済みです）
- ・6月以降の授業方法については、感染拡大状況や緊急事態宣言の発出状況を踏まえ、対面授業の可能性を含め学内で検討し、決定次第お知らせいたします。
- ・実習は、緊急事態宣言発出下においては、学生さんの安全等も配慮し中止とします。緊急事態宣言解除後に具体的実習スケジュールを検討し、決定次第、お知らせいたします。
- ・今般の状況から、今年度については、夏期休暇中も授業を実施します。また、今後の状況により、冬期・春期休暇、土曜日等も授業を実施する場合があります。

2. 遠隔授業への支援について

- ・ご自宅等におけるインターネット環境等の整備への一助として、学修支援金の支給を実施させていただきます。（詳細は次ページを参照ください）
 - ・ご自宅等に遠隔授業に耐えうる通信環境がない場合で、学内の通信環境（Wifi）の利用を希望される方には、その場を提供します。希望される方は、以下の内容について教務課までメール連絡（kyoumu@stmaryacjp.onmicrosoft.com）してください。
- なお、外出自粛期間であることを踏まえ、自宅等における通信環境がない方に限定させていただきます。

連絡期限：5月7日・8日の講義希望者は5月3日午前中まで

5月11日以降の講義希望者は講義3日前まで（土日・祝日を除く3日前）

報告内容：学籍番号、学年、氏名、居住地、通学方法

3. 学内施設の利用について

引き続き、感染拡大防止の観点から、学内施設の利用を禁止します。（前述の学内通信環境の提供を除く）

但し、今後の学修に必要な教科書を学内に置き忘れていた等、必要な内容については、事前連絡により許可する場合があります。

付記：ゴールデンウィーク中は、緊急時（感染症への罹患、濃厚接触等）のみの対応とさせていただきます。緊急時は、大学の代表番号（0942-35-7271）へ連絡ください。

令和 2年 5月 1日

学生の皆さま
保護者の皆さま

学校法人 聖マリア学院 理事長
聖マリア学院大学 学長
井手 三郎

「遠隔授業」開講に関する学修支援の実施について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る緊急事態宣言を受け、休業要請や外出自粛などの様々な制約下の中、聖マリア学院大学では同宣言解除後の授業開始(再開)に向け、様々な検討や準備を行ってまいりましたが、学生の皆さまやそのご家族さまの安全や健康を第一に考え、当面の間、インターネットなどの通信システムを利用した「遠隔授業」を本格的に実施することとなりました。

ご自宅等におけるインターネット環境等の整備につきまして先般よりお願いしておりましたが、その一助として、下記の学修支援を実施させていただきます。手続き等の詳細は、大学事務部よりご案内いたします。(休学中など、遠隔授業を受講されない方を除きます。)

遠隔授業はあくまで緊急的な措置ではございますが、可能な限りの学修機会の提供と教育の質保証に向け、教職員一丸となって取り組んでまいりますので、学生および保護者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、すでに別途お知らせしておりますが、家計急変により、学納金納入に支障が生じた場合は、分納や延納措置をはじめ、国の修学支援制度、日本学生支援機構等奨学金制度のご案内など学生課にて随時対応させていただきますことを、改めまして申し添えます。

■学修支援金(通信環境整備等)として 学生一人あたり50,000円の支給

以上